# 川西町子育て支援センター移転整備における設計・施工一括発注 公募型プロポーザル要求水準書

## 1 要求水準書の意義

本要求水準書は、「川西町子育て支援センター移転整備」における設計・施工 一括発注公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求 水準を示すものである。

公募型プロポーザルの参加者は、本要求水準書に明記されている事項を満たした上で、企画提案を行うことができる。また、審査の結果、「川西町子育て支援センター移転整備」を受注した者(以下「受注者」という。)は、契約期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

#### 2 業務内容

現在、川西町唐院地内に所在する川西町子育て支援センター(以下「子育て支援センター」という。)を川西文化会館(以下「文化会館」という。)内に移転することに伴い、こどもとその保護者が集う遊びと交流の場として、文化会館内木育ひろばに遊具等を設置し遊戯室として整備する。併せて、文化会館2階トイレをこどもとその保護者の利便性が向上するよう改修するとともに、文化会館中庭を屋外遊び場として整備するものとする。

## 3 整備場所

(1) 所在地

奈良県磯城郡川西町大字結崎 32 番地の1

- (2)整備箇所及び面積
  - ・子育て支援センター遊戯室(現木育ひろば)約 207 m<sup>2</sup>
  - 2階エレベーターホール 約52 m²
  - ・2階多目的トイレ 約4㎡
  - 中庭 約 467 m<sup>2</sup>

※平面図等は別紙のとおり

## (3) その他

各整備箇所に繋がる通路も動線に支障のない範囲で、一体的に整備できるものとする。

#### 4 提案内容

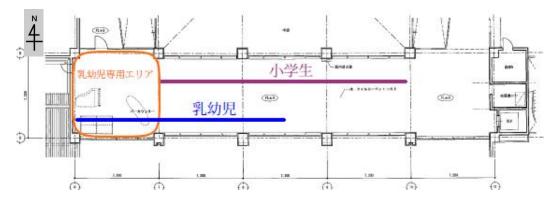
提案上限額の範囲内で、下記事項に沿った提案とする。下記事項を満たす限りにおいて、追加して実施可能な自由な企画提案を行うものができるものとし、参加者の積極的な創意工夫を期待する。

# (1)整備内容

# ①遊戲室

#### 【共通事項】

- ・ 限られた空間を最大限に生かしながら、木のぬくもりが感じられ、こどものワクワク感を膨らませる内装等とすること。
- 現状の明るい空間を維持するため、ガラス面を覆う壁面等の設置は認めない。
- 消防設備に支障がないようにすること。
- ・ 対象は0歳から小学生までのこども及びその保護者とする。
- ・ 利用方法として、0~5歳児は保護者の見守りを前提とし、小学生は自 由利用とする。
- ・ 遊戯室内は土足禁止とする。
- ・ 床面に段差や高低を作らないこと。
- ・ 床材の変更は認めない。
- ベンチ等を複数設けること。
- ・ 遊具及び内装等に使用する木材は奈良県産を積極的に使用すること。
- ・ グランドピアノ及びバーカウンターは撤去を前提に提案すること。その 他、既存の設備・備品(各種法令において設置義務があるものを除く。) について、撤去または既存利用(改修しての利用も含む。)のいずれでも よい。
- ・ 遊具に適した安全領域の確保を条件に、設置する遊具の数は定めない。
- ・ 情報を掲出できるよう配慮すること。
- ・ ゾーニングは以下のとおりとし、各年代の発達に応じた遊具を設置する こと。



## 【乳幼児専用エリア】

- 西壁から7.2mの範囲は乳幼児専用エリアとする。
- ・ 西壁にある点検用扉及び北側扉の開閉及び出入りを妨げてはならない。
- ・ 遊具を設置する場合、遊具は床や壁に固定せず容易に移動できるものと する。
- 乳幼児と小学生が混在しないよう乳幼児専用エリアと他のエリアとの 区分けを明確にすること。
- ガラスやサッシとの衝突防止のため、安全性には特に配慮すること。
- 2名程度の職員が常駐し、受付や見守り、事務作業を行うことを想定している。

# ② 2階エレベーターホール

- ・家族やグループ単位で座ることができるテーブル席等を複数設けること。
- 転落を防止するため、エントランスホール上部吹抜付近には足場となり うる物品は設置しないこと。
- ・文化会館利用者の動線を確保すること。
- ベビーカーや車いすの移動に支障がないこと。
- 既存のタイルカーペットは交換すること。

#### ③ 2階多目的トイレ

- ・ こどもとその保護者の利便性を向上させるとともに、障害者用トイレの 機能は維持すること。
- ・性別を問わず入室しやすくすること。
- ・上記2点の課題を解消するためであれば、整備箇所の周辺も併せて整備 することができる。
- ・現状の設備について、新設、交換又は既存利用の指示は特に定めない。

## 4) 中庭

- ・既存の敷石や砂利は撤去し、全面に人工芝を敷設すること。
- ・能舞台については、現状維持とし、目地を補修すること。
- ・ イベントスペースとしての機能も維持させるため、汎用性に配慮すること。
- ・遊具の設置は不要とする。
- ベンチ等を複数設置すること。
- ・ 南側2箇所を出入口とするため、誰もが容易に開閉できる扉等に変更し、

ベビーカーや車いすが通れる有効開口を確保すること。

- ・ 平時は年齢区分を設けず自由利用とする。
- 夏季は水遊びができる場として開放するため、それに応じた提案をする こと。

# (2) その他注意事項

- ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ② 日常清掃を考慮するとともに、メンテナンス性や修繕の容易性、利用者の安全性に優れたものとすること。
- ③ 建築基準法等の関係法令を遵守した設計・施工を行うこと。遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)」に基づき、安全性に配慮すること。

#### 5 施工条件

- ① 受注後は、速やかに着手すること。
- ② 資機材運搬は、搬入路となる舗装等を傷めないよう考慮し対応すること。
- ③ 資機材運搬は、文化会館エレベーターを使用しないこと。
- ④ 現場から建築副産物が発生した場合は、関係法令を遵守し、適正に運搬・ 処分すること。
- ⑤ 文化会館利用者の安全と通行を確保すること。必要に応じて交通誘導員を配置するなど十分な安全対策を講じること。
- ⑥ 施工時間帯は、原則として土日祝日を除く午前8時30分から午後5時 15分までとするが、工程上必要な場合は川西町と協議のうえ、工事は 可能とする。

## 6 保証・点検

- ① 受注者において「公園施設団体賠償責任保険」またはこれと同等以上の補償を満たす保険に加入すること。
- ② 受注者において製品保証をする。保証期間については1年以上とし、企 画提案書に基づき期間を定めるものとする。
- ③ 受注者は、完成後1年間は「都市公園における遊具の安全確保に関する 指針(国土交通省)」に基づき遊具の定期点検を実施し、その成果を川西 町に報告すること。定期点検の頻度は企画提案書に基づき定めるものと する。

# 7 その他

- ① 業務の遂行にあたっては、川西町と協議・調整のうえ実施すること。
- ② 本仕様書に記載のない事項については、川西町と受注者の協議により対応を決定する。